

前橋家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時 平成22年3月2日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順）

（委員）

相原雅子委員、井上繁規委員、岩松浩之委員、植木康夫委員、梅澤朋子委員、
亀山敏雄委員、関根幸恵委員、都丸晃委員、松永あけみ委員、丸山和貴委員、
宮崎重子委員、宮下智満委員（以上12人）

（説明者）

前橋家庭裁判所 斎藤辰男主任書記官

（事務担当者）

鈴木紅事務局長、塩澤勝夫首席家庭裁判所調査官、猪浦隆之首席書記官、杉
本晴男次席家庭裁判所調査官、若林大三事務局次長、丸山和子総務課長、岡
田文男総務課課長補佐

4 議事

（1）委員の交代について

家坂清子委員、中村喜美郎委員、横島庄治委員、武藤洋一委員がそれぞれ退
任し、相原雅子委員、植木康夫委員、梅澤朋子委員、都丸晃委員、松永あけみ
委員がそれぞれ任命された旨の報告があった。

（2）委員長代理の指名

中村喜美郎委員の退任により、丸山和貴委員が委員長代理に指名された。

（3）意見交換等

テーマ「家事調停について（模擬家事調停）」

ア 書記官によるプレゼンテーション

委員長からテーマの趣旨について説明を行った後、「家事調停のあらまし」と題し、斎藤主任書記官によるプレゼンテーションが行われた。

イ 統計資料の説明

統計資料について、猪浦首席書記官から説明がなされた。

ウ 質疑応答

- 調停前に相談したいという人への対応は、どうなっていますか。
- ▲ 午前8時30分から午後5時まで、本庁であれば訟廷事務室で話を伺い、事案に適した手続を案内する家事手続案内を行っています。

エ 模擬家事調停の実演

職員及び家事調停委員により、妻が夫に対して離婚等を求める調停申立ての模擬調停が実演された。

オ 質疑及び意見交換

- 調停委員の発言が調停の結果に大きく影響すると思いますが、調停委員として一番気を遣うことは何ですか。
- ▲ 調停委員が答えを押し付けず、当事者が自分で考えて答えを出すように説得しています。また、極力、申立人・相手方の双方の立場に配慮して調停を進めています。
- 夫婦間の調停の場合、調停委員が同性の当事者を主に担当するなど、調停委員同士の役割分担はあるのですか。
- ▲ 特に分担はありません。その場の状況に応じて行っています。
- 調停で一度円満にまとまった後に、再度調停が申し立てられることがありますか。
- 申立ては何回でもでき、何回も申し立てる人はいます。また、離婚調停がまとまった後に養育費の請求や面接交渉の申立てをする人もいます。
- ▲ 調停の話の中で、自分の両親（子供の祖父母）がこう言っているという言葉が出ることはよくあります。そのときは、まず、親の意向よりも、当事者である自分達が納得できることを一番に考えてもらうようにします。
- 子供は、自分のせいで父母が不仲になったと考えていることがあります。4歳くらいの子供の場合には、どうやって面会させているのでしょうか。
- ▲ 庁舎内の考查室に玩具を備えてあり、そこで一緒に住んでいる親と調査官の3人で遊び、慣れてから他方の親と面会させます。幼稚園児は母親から離れられず、母親がいなくなると泣くこともあるので、そういうときは、母親が同席して会わせます。紛争中の当事者なので、お互いの雰囲気作りをしてから会わせるようにしています。

- 子供の親権者には、母親がなることが多いのですか。
- 9割くらいは母親が親権者になるように思われます。
- アタッチメント理論では、以前は母親を重視してきましたが、最近の研究では、誰がどのようにその子に接してきたのかが大事であると言われています。通常は、主に育児をする母親が親権者になることが多いのですが、誰が中心になってどう関わってきたのかという視点が大切です。
- 調停委員は、家事分野で裁判員的な役割を果たしているので、裁判員の気持ちもわかると思います。そのような方の忌憚のない意見を社会に還元することも必要なのではないかと考えています。
- 子はかすがいと言いますが、この模擬調停では、子供の存在が大きかったと思います。調停委員がこうしなさいと言わずに、自然に円満な方向に話をもっていく技術はすごいと思います。
私も離婚したいという相談を受けることがあるのですが、ほとんどが女性です。離婚調停の申立ては女性が多いですか。
- 女性側が申し立てる例が多いです。
- 親権と監護権を分けて離婚が成立することもありますが、子供が成長すると不都合も生じ、後に、親権者変更の申立てがあることもあります。
- 以前に比べ、円満調停は少なくなった気がします。最近は離婚しても、再チャレンジなどと良い方向に考えられるようになり、離婚することに余り躊躇をしない傾向がうかがわれます。
- 警察でも、夫婦間のトラブル等で駆けつける例が500～600件に達しています。警察が駆けつけて現場で簡単に済んでしまうケースもありますが、調停は根っこがいろいろあり、もつれてしまっているため、苦労も多いのではないかと思います。
- 裁判所内でも、一方の当事者が、他方の当事者に対して危害を及ぼすおそれがある場合には、当事者を離れた別々の部屋に待機させ、調停委員が当事者間を往き来することもあります。また、件数的にはわずかですが、事前に警察に連絡し、緊急時にはすぐに来てもらうよう依頼することもあります。
- 双方が納得せずに離婚すると、何らかの形でまたトラブルが生じます。お互い離婚は仕方ないと思えるような調停を成立させれば、後の人生をやり直

せるのではないかと思います。

カ 調停調書等の説明

猪浦首席書記官から成立調停調書について、塩澤首席家庭裁判所調査官から面接交渉について、それぞれ説明がなされた。

キ 質疑応答

- 面会をしない、電話等での面接交渉もあるのですか。
- 間接的な面接交渉の方法としては、電話、手紙、メールが考えられます。
- 最近の子供達は小さいうちから携帯メールを使えますので、親からメールが頻繁に送られてくれれば、内容によっては影響があるのではないかでしょうか。
- ▲ もし、メールによって子供が不安定になるようであれば、もう一方の親から、メールを送らないよう求める調停を利用することもできます。
- 私は、弁護士として、直接面会する方法での交渉を指導しています。

以上

(注) ○裁判所関係以外の委員の発言

- 裁判所関係委員の発言
- ▲裁判所側の説明